

## IV 家庭、地域社会における人権教育

家庭、地域社会における人権教育は、教育委員会や公民館等の社会教育施設が中心となって、地域住民の人権尊重の意識を高めるため、地域や学習者の実態等に応じた多様な教育活動を展開していくことを通して行う。

そこで、県教育委員会では、家庭、地域社会における人権教育のねらいと推進方策を定め、これを踏まえ、県や市町村において、地域の実態に応じた人権教育を具体的に実施する。

### 家庭、地域社会における人権教育のねらい

県民一人一人が人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、互いに人権を尊重しながら共に生きる社会の実現に努める。

#### 1 生涯学習の視点に立った人権教育の実施

##### (1) 継続的な人権教育の実施

幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とし、生涯学習の視点に立って、それぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を継続的に展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行う。

##### (2) 学習機会の提供・充実

広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、公民館等の社会教育施設等を中心として、学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会の提供・充実を図る。

その際、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚が身に付くような内容とする。

- 核家族化など家族形態の変容、ライフスタイルの多様化を考慮し、学習者が主体的に参加できる機会の充実を図る。
- 地域住民の自主的な活動やPTA等の活動と連携を図る。
- 身近な人権課題や地域の実態に合わせた人権課題等を取り上げ、幅広い学習者に対応できるように工夫する。

##### (3) 参加体験型学習の実施

学習者が体験的な活動を組み入れた学習に主体的に取り組むことを通じて、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付けられるようにする。

- 「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の充実を図る。
- 学習者自身がお互いの気付きや考えを共有しながら学習活動に参加できるような内容とする。
- 講義形式の学習に加え、ディベート、ロールプレイ\*、フィールドワーク\*等の学習を効果的に組み合わせて実施する。

#### (4) ボランティア活動など体験活動の充実

学校教育との連携を図りつつ、子供の社会性や思いやりの心、豊かな人間性を育むため、ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の充実を図る。また、そのための環境整備を図る。

#### (5) 指導内容・指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践行動に結び付くよう、人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善を図る。

#### (6) 学習教材の開発・提供

様々な人権問題を理解し、自分自身の課題として捉え、人権課題解決のために行動ができるような学習教材の開発・提供を行う。

### 2 人権教育の基盤を作るための家庭教育の充実

#### (1) 家庭教育の重要性の認識

家庭教育の充実を図り、人権教育の基盤を作る。

- 家庭は、子供の成長にとって、その基礎的な資質や能力を培い、人格を形成する上で重要な場であり、思いやりや豊かな心、生命を大切に作る心、人権を尊重する態度等の基礎を育む場でもあることの認識を持てるようにする。
- 家庭における子供の権利の保障や尊重についての理解を図れるようにする。

#### (2) 学習機会の提供・充実

豊かな人権感覚が身に付くように、家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図る。

- 親子のふれあいを深めることができる体験活動や子育てに関する学習機会の充実を図る。
- 多様な地域活動を展開することにより、子育ての問題など身近な問題について相談や情報交換が行える地域コミュニティづくりの支援・充実を図る。

### 3 人権教育を推進するための指導者の養成

#### (1) 様々な人権課題に対応できる指導者の養成

人権一般の普遍的な視点からの取組、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組を推進するために、個別の人権課題について幅広い識見を持つ指導者を養成する。また、学習者の価値観やニーズの多様化に合わせ、具体的な内容を系統的に組み立て、効果的な学習を実践できる指導者を養成する。

- 「人権感覚育成プログラム」を活用できる指導者を育成し、「人権感覚育成プログラム」を活用した学習の充実を図る。
- 指導者の養成及びその資質の向上を図るための研修を充実する。また、研修の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

## **(2) 地域社会において先頭に立って実施していく指導者の養成**

人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付け、地域社会において人権課題の解決に向け先頭に立って人権教育を実施していく指導者の養成と充実を図る。また、養成した指導者の活動できる場を確保する。

## **4 地域に根ざした人権教育の実施**

### **(1) 地域の実態に応じた学習の実施**

地域の実態に応じ、個別の人権課題に対応した講師を招いた研修会を実施する。「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の実施や身近な人権問題についての意見交換をするなど、創意工夫した学習を実施する。

### **(2) 学校等、家庭、地域社会相互の連携**

学校等、家庭、地域社会相互の連携は、今後一層求められることから、一人一人が大切にされる地域コミュニティづくりに向け、学校等、家庭、地域社会それぞれが持つ役割を担いつつ、お互いに連携・協働した取組を進める。

### **(3) 企業やNPO等との連携**

企業やNPO等では、人権教育や啓発、人権擁護の分野において、幅広い取組が行われている。人権教育をより一層効果的に推進していくため、これらの豊富な知識や経験を持つ企業やNPO等と積極的に連携し、学習内容の充実を図る。